熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（目的） 第１条　この条例は、本市職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、本市職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。
（退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、本市職員のうち次に掲げる職員以外の職員（この項を除き、以下単に「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	（退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、本市職員のうち常時勤務に服することを要する者（企業職員（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１５条第１項の企業職員をいう。以下同じ。）及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項又は第２８条の６第１項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
(1)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項の特別職に属する職員	【新設】
(2)　地方公務員法第２２条の２第１項各号に掲げる職員	【新設】
(3)　地方公務員法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員	【新設】
(4)　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）第３条第４号に掲げる職員	【新設】
(5)　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）第５条の規定により採用された職員	【新設】
２　前項の規定にかかわらず、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第１０条第２項において「勤務日数」という。）が１８日（１月間の日数（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１０条第２項において「職員みなし日数」という。）以上あ	２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月

る月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなし、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。	が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなし、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、次の各号に掲げる者については、この限りでない。
【削る】	(1)　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる者
【削る】	(2)　地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）
【削る】	(3)　企業職員
（一般の退職手当）	（一般の退職手当）
第２条の４　退職した者に対する退職手当の額は、次条から第５条の３まで及び第６条から第６条の３までの規定により計算した退職手当の基本額に、第６条の４の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。	第２条の４　退職した者に対する退職手当の額は、次条から第５条の４まで及び第６条から第６条の３までの規定により計算した退職手当の基本額に、第６条の４の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）
第３条　次条又は第５条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の２１日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	第３条　次条又は第５条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の２１日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
(1)～(6)　【略】	(1)～(6)　【略】
２　【略】	２　【略】

（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第４条　１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)　地方公務員法第２８条の６第１項の規定により退職した者（同法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2)　法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3)　その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4)　第８条の２第１１項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第１６項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者

２・３　【略】

（２５年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条　次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)　２５年以上勤続し、地方公務員法第２８条の６第１項の規定により退職した者（同法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2)　地方公務員法第２８条第１項第４号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3)　第８条の２第１１項に規定する認定（同条第１項第２号に係るものに限る。）を受けて同条第１６項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4)　公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5)　２５年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6)　２５年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第４条　１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)　地方公務員法第２８条の２第１項の規定により退職した者（同法第２８条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

【新設】

(2)　その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(3)　第８条の２第１１項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第１６項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者

２・３　【略】

（２５年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条　次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)　２５年以上勤続し、地方公務員法第２８条の２第１項の規定により退職した者（同法第２８条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。

(2)　地方公務員法第２８条第１項第４号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3)　第８条の２第１１項に規定する認定（同条第１項第２号に係るものに限る。）を受けて同条第１６項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4)　公務上の傷病又は死亡により退職した者

【新設】

(5)　２５年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7)　退職後引き続き副市長、常勤監査委員、教育長又は企業管理者となるために退職した者

(8)　２５年以上勤続し、第８条の２第１１項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第１６項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者

２　前項の規定は、２５年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

３　【略】

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第５条の３　第４条第１項第４号及び第５条第１項（第１号、第５号及び第７号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２０年以上であり、かつ、その年齢が４５歳（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）第３条第２項第３号に掲げる医療職員給料表の適用を受ける職員（第８条の２第１項第１号において「医療職員」という。）にあっては、５０歳）以上であるものに対する第４条第１項、第５条第１項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【表略】

【削る】

(6)　退職後引き続き副市長、常勤監査委員、教育長又は企業管理者となるために退職した者

(7)　２５年以上勤続し、第８条の２第１１項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第１６項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者

２　前項の規定は、２５年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

３　【略】

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第５条の３　第４条第１項第３号及び第５条第１項（第１号及び第６号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２０年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から１５年を減じた年齢以上であるものに対する第４条第１項、第５条第１項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【表略】

（消防職員の退職手当の基本額）

第５条の４　消防職員（消防司令補、消防士長又は消防士をいう。以下この条、第６条、第６条の２及び第６条の５において同じ。）が退職した場合の退職手当の基本額は、第３条から前条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料月額に別表に掲げる在職年数（昭和３７年１２月１日以後において消防職員であった期間に限る。以下別表において同じ。）に応ずる同表の増加月数を乗じて得た額を加算した額とする。

（公務又は通勤によることの認定の基準）

第５条の４　【略】

（退職の理由の記録）

第５条の５　任命権者は、第４条第１項第３号及び第５条第１項第６号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第６条　第３条から第５条まで　の規定により計算した退職手当の基本額　が退職日給料月額に６０を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第６条の２　第５条の２第１項の規定により計算した退職手当の基本額　が次の各号に掲げる同項第２号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1)　６０以上　特定減額前給料月額に６０を乗じて得た額

(2)　６０未満　特定減額前給料月額に第５条の２第１項第２号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に６０から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（退職手当の調整額）

第６条の４　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第２７条及び第２８条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）第３条第１号及び第２号の規定による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和４５

（公務又は通勤によることの認定の基準）

第５条の５　【略】

（退職の理由の記録）

第５条の６　任命権者は、第４条第１項第２号及び第５条第１項第５号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第６条　第３条から第５条まで及び第５条の４の規定により計算した退職手当の基本額（消防職員の退職手当の基本額にあっては、第５条の２の規定の適用を受ける場合を除く。）が退職日給料月額に６０を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第６条の２　第５条の２第１項の規定により計算した退職手当の基本額（同項の規定の適用を受ける消防職員にあっては、当該額に第５条の４の規定に基づく加算額を加えた額）が次の各号に掲げる同項第２号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1)　６０以上　特定減額前給料月額に６０を乗じて得た額

(2)　６０未満　特定減額前給料月額に第５条の２第１項第２号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に６０から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（退職手当の調整額）

第６条の４　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第２７条及び第２８条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）第３条第１号及び第２号の規定による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和４５

年法律第８２号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第２９条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２６条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第７条第４項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第５項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8)　【略】

２～５　【略】

（一般の退職手当の額に係る特例）

第６条の５　第５条第１項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第２条の４、第５条、第５条の２及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4)　【略】

年法律第８２号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第２９条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２６条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8)　【略】

２～５　【略】

（一般の退職手当の額に係る特例）

第６条の５　第５条第１項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額（消防職員にあっては、その額から第５条の４に規定する加算額を控除した額）が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第２条の４、第５条、第５条の２及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額（消防職員にあっては、その額に第５条の４に規定する加算額を加えた額）をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4)　【略】

２　前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

（勤続期間の計算）

第７条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

２・３　【略】

４　前３項の規定による在職期間のうちに休職月等が１以上あったときは、その月数の２分の１に相当する月数（地方公務員法第５５条の２第１項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前３項の規定により計算した在職期間から除算する。

５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条に規定する者をいう。以下同じ。）（　　常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第４８条第２項又は第５１条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に１２を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含

２　前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

（勤続期間の計算）

第７条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

２・３　【略】

４　前３項の規定による在職期間のうちに休職月等が１以上あったときは、その月数の２分の１に相当する月数（地方公務員法第５５条の２第１項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前３項の規定により計算した在職期間から除算する。

５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条に規定する者をいう。以下同じ。）（再任用職員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第４８条第２項又は第５１条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に１２を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含

まないものとする。	まないものとする。
(1)～(7)　【略】	(1)～(7)　【略】
６～９　【略】	６～９　【略】
（勤続期間の計算の特例）	
第７条の２　次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。	【新設】
(1)　第２条第２項に規定する者　その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて１２月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間	
(2)　第２条第２項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて１２月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して１２月を超える期間勤務したもの　その職員となる前の引き続いて勤務した期間	
第７条の３　第７条第５項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第２条第２項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。	【新設】
２　前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。	
（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）	（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）
第８条の２　任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。	第８条の２　任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。
(1)　職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、４５歳（医療職員にあっては、５０歳）以上の年齢である職員を対象として行う募集	(1)　職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から１５年を減じた年齢　　以上の年齢である職員を対象として行う募集
(2)　職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集	(2)　職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集
２　任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以	２　任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以

下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1)　前項各号の別

(2)　第１１項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3)　募集する人数

(4)　募集の期間

(5)　募集の対象となるべき職員の範囲

(6)　募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7)　第９項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(8)　第１２項の規定による通知の予定時期

(9)　第７項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10)　募集に関する問合せ　を受けるための連絡先

(11)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

３～１７　【略】

（失業者の退職手当）

第１０条　勤続期間１２月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第２３条第２項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、６月以上）で退職した職員（第５項又は第７項の規定に該当する者を除く。）であって、第１号に掲げる額が第２号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第１５条第１項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第２２条第３項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第２０条第１項第１号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第２３条第２項に規定する特定受給資格者とみなして同法第２０条第１項を適用した場合における同

下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1)　前項各号の別

(2)　第１１項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3)　募集する人数

(4)　募集の期間

(5)　募集の対象となるべき職員の範囲

(6)　募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7)　第９項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(8)　第１２項の規定による通知の予定時期

(9)　第７項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10)　募集に関する問い合わせを受けるための連絡先

(11)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

３～１７　【略】

（失業者の退職手当）

第１０条　勤続期間１２月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第２３条第２項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、６月以上）で退職した職員（第５項又は第７項の規定に該当する者を除く。）であって、第１号に掲げる額が第２号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第１５条第１項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第２２条第３項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第２０条第１項第１号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第２３条第２項に規定する特定受給資格者とみなして同法第２０条第１項を適用した場合における同

項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き３０日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が４年を超えるときは、４年とする。第３項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第１号に規定する一般の退職手当等の額を第２号に規定する基本手当の日額で除して得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第１号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第２号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)　その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2)　その者を雇用保険法第１５条第１項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第１７条第１項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第２０条第１項第１号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第２２条第３項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第１６条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第２２条第１項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数

以上ある月が１月以上あるもの（季節的業務に４月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に４月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下

項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き３０日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が４年を超えるときは、４年とする。第３項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第１号に規定する一般の退職手当等の額を第２号に規定する基本手当の日額で除して得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第１号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第２号に規定する基本手当の日額に相当する金額を　退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)　その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2)　その者を雇用保険法第１５条第１項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第１７条第１項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第２０条第１項第１号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第２２条第３項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第１６条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第２２条第１項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が１月以上あるもの（季節的業務に４月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に４月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この

この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)　当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前１年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間

(2)　当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

３　勤続期間１２月以上（特定退職者にあっては、６月以上）で退職した職員（第６項又は第８項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第１項第２号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第１項第２号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が　当該退職後一定の期間求職の申込をしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「退職の日の翌日から起算して１年と、求職の申込をしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込をしないことを希望する一定の期間内に求職の申込をしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込をした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第４項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その

項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)　当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前１年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間

(2)　当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

３　勤続期間１２月以上（特定退職者にあっては、６月以上）で退職した職員（第６項又は第８項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第１項第２号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第１項第２号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込をしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「退職の日の翌日から起算して１年と、求職の申込をしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込をしないことを希望する一定の期間内に求職の申込をしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込をした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第４項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とする

実施期間が３０日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない。

５～１０　【略】

１１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)　市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第３６条第１項に規定する公共職業訓練等を受けている者　同条第４項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2)　前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者　雇用保険法第３６条第４項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)　退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者　雇用保険法第３７条第３項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4)　職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)　公共職業安定所、職業安定法第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第１８条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第５８条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項

。

５～１０　【略】

１１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)　市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第３６条第１項に規定する公共職業訓練等を受けている者　同条第４項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2)　前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者　雇用保険法第３６条第４項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)　退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者　雇用保険法第３７条第３項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4)　職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)　公共職業安定所、職業安定法第４条第８項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第１８条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第５８条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項

に規定する移転費の額に相当する金額

(6)　求職活動に伴い雇用保険法第５９条第１項各号のいずれかに該当する行為をする者　同条第２項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

１２～１６　【略】

１７　この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（定義）

第１１条　この条から第１８条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2)　【略】

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第２９条第３項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3)　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員

に規定する移転費の額に相当する金額

(6)　求職活動に伴い雇用保険法第５９条第１項各号のいずれかに該当する行為をする者　同条第２項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

１２～１６　【略】

１７　本条　の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（定義）

第１１条　この条から第１８条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2)　【略】

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第２９条第３項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3)　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分

に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　【略】

（退職をした者の退職手当の返納）

第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１２条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3)　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　【略】

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第１７条　退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職

の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　【略】

（退職をした者の退職手当の返納）

第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１２条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3)　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　【略】

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第１７条　退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職

に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第５項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には　　、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

２　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に第１５条第５項又は前条第３項において準用する熊本市行政手続条例第１５条第１項の規定による通知を受けた場合において、第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第５項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には　　、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

３　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起

に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第５項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

２　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に第１５条第５項又は前条第３項において準用する熊本市行政手続条例第１５条第１項の規定による通知を受けた場合において、第１５条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第５項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

３　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起

訴をされた場合（第１３条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

５　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を

訴をされた場合（第１３条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

５　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を

行うことができる。	行うことができる。
６～８　【略】	６～８　【略】
附　則	附　則
１　この条例は、公布の日から施行し、昭和３０年４月１日以後の退職による退職手当について適用する。	１　この条例は、公布の日から施行し、昭和３０年４月１日以後の退職に因る退職手当について適用する。
【削る】	２　昭和３０年３月３１日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。
【削る】	３　職員が、平成９年度中に退職した場合におけるこの条例の適用については、その者に係る当該退職の日における給料の月額が、その者について熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成９年条例第５３号）附則第３項の規定の適用がないものとした場合のその者に係る当該退職の日における給料の月額（以下「改定後の給料月額」という。）に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる給料の月額は、改定後の給料月額とする。
【削る】	４　職員が、平成１０年度中に退職した場合におけるこの条例の適用については、その者に係る当該退職の日における給料の月額が、その者について熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１０年条例第５１号）附則第３項の規定の適用がないものとした場合のその者に係る当該退職の日における給料の月額（以下「改定後の給料月額」という。）に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる給料の月額は、改定後の給料月額とする。
【削る】	５　職員が、平成１１年度中に退職した場合におけるこの条例の適用については、その者に係る当該退職の日における給料の月額が、その者について熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１１年条例第３５号）附則第３項の規定の適用がないものとした場合のその者に係る当該退職の日における給料の月額（以下「改定後の給料月額」という。）に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる給料の月額は、改定後の給料月額とする。

２～７　【略】

【削る】

（県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置）

８　【略】

（失業者の退職手当に係る給付日数の延長の特例）

９　令和７年３月３１日　以前に退職した職員に対する第１０条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

６～１１　【略】

（一般職給与条例改正に伴う退職手当の調整額に係る職員の区分の特例）

１２　平成２３年一般職給与条例改正条例附則第７項から第９項までの規定の適用を受けていた者が平成２３年４月１日から平成２５年３月３１日までの間に退職する場合に適用される退職手当の調整額に係る第６条の４第１項の職員の区分のうち、その者が平成２３年一般職給与条例改正条例附則第７項から第９項までの規定の適用を受けていた各月に係るものは、同条第３項の規定にかかわらず、その者に適用される前項各号に定める額の基礎となった職務の級を考慮して、規則で定める。ただし、当該期間中に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額された場合における当該減額があった月以降の各月に係る同条第１項の職員の区分については、この限りでない。

（県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置）

１３　【略】

（失業者の退職手当に係る給付日数の延長の特例）

１４　平成３４年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。	ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。
（令和５年４月１日以後に退職する者に関する経過措置）	
１０　当分の間、第４条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって年齢６０年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１０項」とする。	【新設】
１１　当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であって年齢６０年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１１項」とする。	【新設】
１２　前２項の規定は、熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第　　号）による改正前の熊本市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２７号。以下「旧定年条例」という。）第３条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。	【新設】
１３　熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第２３項及び熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１８号）附則第１４項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。	【新設】
１４　当分の間、第４条第１項第４号並びに第５条第１項第３号、第６号及び第８号	【新設】

に掲げる者に対する第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（旧定年条例第３条本文の規定の適用を受けていた者にあっては年齢６０年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあっては年齢６５年とする。）に達する日」と、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る定年（旧定年条例第３条本文の規定の適用を受けていた者にあっては年齢６０年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた職員にあっては年齢６５年とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。	
１５　当分の間、第４条第１項第４号並びに第５条第１項第３号、第６号及び第８号に掲げる者（旧定年条例第３条本文の規定の適用を受けていた者であって、退職の日において定められているその者に係る定年が年齢６０年を超えるものに限る。）に対する第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「６月」とあるのは「０月」と、同条の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは「１００分の３」とする。	【新設】
１６　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者が年齢６０年（旧定年条例第３条ただし書の規定の適用を受けていた者にあっては、年齢６５年）に達する日前に退職したときにおける第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数	【新設】

が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは、「年齢６０年（旧定年条例第３条ただし書の規定の適用を受けていた者にあっては、年齢６５年）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に１００分の３を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	
１７　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者が年齢６０年（旧定年条例第３条ただし書の規定の適用を受けていた者にあっては、年齢６５年）に達した日以後に退職したときにおける第５条の３及び第６条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第６条の３の表第６条の項、第６条の２第１号の項及び第６条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは、「１００分の２を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	【新設】
【削る】	別表 【略】
附　則（平成７年条例第５０号） １　この条例は、平成８年４月１日から施行する。 （熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） ２　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和３７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略 ３　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和４８年条例第３３号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略 （熊本市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の廃止）	附　則（平成７年条例第５０号） １　この条例は、平成８年４月１日から施行する。 （熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） ２　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和３７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略 ３　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和４８年条例第３３号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略 （熊本市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の廃止）

４　熊本市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和４７年条例第５４号）は、廃止する。

（退職手当の基本額の特例）

５　この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第３条から第５条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が３５年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第３条から第５条の３までの規定により計算した額にそれぞれ１００分の８３．７を乗じて得た額とする。この場合において、新条例第６条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号）附則第５項」とする。

６　当分の間、４２年を超える期間勤続して退職した者で新条例第３条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が新条例第５条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、そのものの勤続期間を３５年として前項の規定の例により計算して得られた額とする。

７　新条例第３条第１項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が３５年を超え４２年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条第１項又は新条例第５条の２の規定により計算した額に附則第５項に定める割合を乗じて得た額とする。

８　新条例第５条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が３５年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を３５年として附則第５項の規定の例により計算して得られた額とする。

附　則（平成２０年３月１８日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

４　熊本市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和４７年条例第５４号）は、廃止する。

（退職手当の基本額の特例）

５　この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第３条から第５条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が３５年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第３条から第５条の３までの規定により計算した額にそれぞれ１００分の８３．７を乗じて得た額（新条例第５条の４に規定する消防職員にあっては、当該額に新条例第５条の４に規定する加算額を加算した額（当該加算した額が当該消防職員の給料月額に４９．５９を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額））とする。この場合において、新条例第６条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号）附則第５項」とする。

６　当分の間、４２年を超える期間勤続して退職した者で新条例第３条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が新条例第５条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、そのものの勤続期間を３５年として前項の規定の例により計算して得られた額とする。

７　新条例第３条第１項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が３５年を超え４２年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条第１項又は新条例第５条の２の規定により計算した額に附則第５項に定める割合を乗じて得た額とする。

８　新条例第５条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が３５年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を３５年として附則第５項の規定の例により計算して得られた額とする。

附　則（平成２０年３月１８日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条から第５条の３まで及び旧条例第６条並びに附則第７条の規定による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号。以下「改正条例」という。）附則第６項から第１０項までの規定により計算した額（当該勤続期間が４２年を超え４４年以下である者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第５条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を３５年として附則第７条の規定による改正前の改正条例附則第７項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ１００分の８３．７（当該勤続期間が２０年以上の者（４２年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び３６年を超え４２年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）及び当該勤続期間が２０年未満の者（傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）による傷病により又は死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者を除き、附則第７条の規定による改正前の改正条例附則第６項（２５年未満の期間勤続し死亡により退職した者を除く。）の規定に該当する退職をした者を含む。）にあっては、１０４分の８３．７）を乗じて得た額

（経過措置）

第２条　職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条から第５条の３まで及び旧条例第６条並びに附則第７条の規定による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号。以下「改正条例」という。）附則第６項から第１０項までの規定により計算した額（当該勤続期間が４２年を超え４４年以下である者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第５条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を３５年として附則第７条の規定による改正前の改正条例附則第７項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ１００分の８３．７（当該勤続期間が２０年以上の者（４２年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び３６年を超え４２年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）及び当該勤続期間が２０年未満の者（傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により、通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）による傷病により又は死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者を除き、附則第７条の規定による改正前の改正条例附則第６項（２５年未満の期間勤続し死亡により退職した者を除く。）の規定に該当する退職をした者を含む。）にあっては、１０４分の８３．７）を乗じて得た額（旧条例第５条の３に規定する消防職員にあっては、当該額に旧条例第５条の３に規定する加算額を加算した額（当該加算した額が当該消防職員の給料月額に４９．５９を乗じて得た額を超えるときは、当

が、新条例第２条の４から第５条の３まで、新条例第６条から第６条の５まで、新条例附則第１１項及び第１２項並びに附則第４条並びに附則第７条の規定による改正後の改正条例附則第５項から第８項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	該乗じて得た額））が、新条例第２条の４から第５条の４まで、新条例第６条から第６条の５まで、新条例附則第１１項及び第１２項並びに附則第４条並びに附則第７条の規定による改正後の改正条例附則第５項から第８項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
第３条～第１０条　【略】	第３条～第１０条　【略】
附　則（平成２８年３月２４日条例第３７号）	附　則（平成２８年３月２４日条例第３７号）
（施行期日）	（施行期日）
１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。	１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員が退職した場合における退職手当の額は、熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２０年条例第４号。以下「平成２０年改正条例」という。）附則第２条の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定された額のうち、いずれか多い額とする。	２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員が退職した場合における退職手当の額は、熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２０年条例第４号。以下「平成２０年改正条例」という。）附則第２条の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定された額のうち、いずれか多い額とする。
(1)　平成２０年改正条例附則第２条の規定により同条第１項の新制度適用職員に支給すべきものとされた額	(1)　平成２０年改正条例附則第２条の規定により同条第１項の新制度適用職員に支給すべきものとされた額
(2)　職員であって、施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとしたときの施行日の前日における給料月額及び退職の日までの勤続期間を基礎として、この条例による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例第２条の４から第５条の３まで及び第６条から第６条の５まで並びに熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号）附則第５項から第８項までの規定により計算した額	(2)　職員であって、施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとしたときの施行日の前日における給料月額及び退職の日までの勤続期間を基礎として、この条例による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例第２条の４から第５条の４まで及び第６条から第６条の５まで並びに熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号）附則第５項から第８項までの規定により計算した額
３・４　【略】	３・４　【略】

附　則（令和元年条例第１４号） （施行期日） １　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第３条（熊本市一般職の職員の給与に関する条例第３０条、第３０条の２、第３１条及び第３２条の改正規定に限る。）、第４条（熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例第７条の２の改正規定に限る。）、第５条（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第７条、第７条の２及び第８条の改正規定に限る。）及び第６条（熊本市職員の退職手当に関する条例第１２条の改正規定に限る。）の規定は、令和元年１２月１４日から施行する。 （熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） ２　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年条例第３６号）の一部を次のように改正する。 附則第２条中「附則第１６項」を「附則第１４項」に改める。 （熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） ３　本市職員のうち第６条の規定による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第２条第２項の規定により同条第１項の職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（同条第２項各号に掲げる者を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて６月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同条第１項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第３条から第５条の２まで及び第６条から第６条の３までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の１００分の５０に相当する金額とする。	附　則（令和元年条例第１４号） （施行期日） １　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第３条（熊本市一般職の職員の給与に関する条例第３０条、第３０条の２、第３１条及び第３２条の改正規定に限る。）、第４条（熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例第７条の２の改正規定に限る。）、第５条（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例第７条、第７条の２及び第８条の改正規定に限る。）及び第６条（熊本市職員の退職手当に関する条例第１２条の改正規定に限る。）の規定は、令和元年１２月１４日から施行する。 （熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） ２　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年条例第３６号）の一部を次のように改正する。 附則第２条中「附則第１６項」を「附則第１４項」に改める。 （熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） ３　本市職員のうち第６条の規定による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第２条第２項の規定により同条第１項の職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（同条第２項各号に掲げる者を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて６月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同条第１項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第３条から第５条の２まで及び第６条から第６条の３までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の１００分の５０に相当する金額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第４条の改正規定（同条第１項第１号に係る部分を除く。）、第５条の改正規定（同条第１項第１号及び第２項に係る部分を除く。）、第５条の３の改正規定（「第４条第１項第３号」を「第４条第１項第４号」に、「及び第６号」を「、第５条及び第７号」に改める部分に限る。）、第５条の６の改正規定（「第４条第１項第２号及び第５条第１項第５号」を「第４条第１項第３号及び第５条第１項第６号」に改める部分に限る。）、第７条の改正規定、同条の次に見出し及び２条を加える改正規定、第８条の２第２項第１０号の改正規定並びに第１０条の改正規定（同条第２項及び第１１項に係る部分を除く。）並びに附則第１４項の改正規定（「平成３４年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める部分に限る。）並びに次項、附則第５項及び第６項の規定　公布の日

(2)　第２条第２項の改正規定（「）が１８日」を「第１０条第２項において「勤務日数」という。）が１８日（１月間の日数（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１０条第２項において「職員みなし日数」という。）」に改める部分に限る。）並びに第１０条第２項及び第１１項の改正規定並びに附則第４項の規定　令和４年１０月１日

2　この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第１０条第４項の規定は、令和４年７月１日から適用する。

（経過措置）

3　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員に対する新条例第２条第１項第３号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」とする。

4　附則第１項第２号に掲げる改正規定による改正後の第２条第２項及び第１０条第２項の規定は、令和４年１０月１日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

5　新条例第１０条第４項の規定は、令和４年７月１日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

6　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年条例第１４号）附則第３項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第７条の２の適用については、同条中「１２月」とあるのは、「６月」とする。

7　当分の間、新条例附則第１０項から第１７項までの適用を受ける職員に対する熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号）附則第５項から第８項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成７年改正条例附則第５項	この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）	新条例
	新条例第３条から第５条の３まで	新条例第３条から第５条の３まで及び附則第１０項から第１

		７項まで
平成７年改正条例附則第６項	前項	熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第　　号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第７項の規定により読み替えられた前項
平成７年改正条例附則第７項	新条例第５条の２	新条例第５条の２及び附則第１３項
平成７年改正条例附則第８項	新条例第５条	新条例第５条又は附則第１１項
	附則第５項	令和４年改正条例附則第７項の規定により読み替えられた附則第５項

（熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

８　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第５項中「（新条例第５条の４に規定する消防職員にあっては、当該額に新条例第５条の４に規定する加算額を加算した額（当該加算した額が当該消防職員の給料月額に４９．５９を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額））」を削る。

９　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２０年条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則第２条第１項中「（旧条例第５条の３に規定する消防職員にあっては、当該額に旧条例第５条の３に規定する加算額を加算した額（当該加算した額が当該消防職員の給料月額に４９．５９を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額））」を削り、「第５条の４」を「第５条の３」に改める。

１０　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第　３７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項第２号中「第５条の４」を「第５条の３」に改める。